

國際航空宇宙展2018

裝飾規定

展示装飾工事

(1) 装飾施工者の登録

出展者は、小間の装飾施工者を**出展者専用Webサイト**よりご登録ください。
なお、出展者専用Webサイトは**2018年6月頃**にご案内いたします。

(2) 小間の規格

標準小間：間口 3.0m × 奥行き 3.0m × 高さ 2.7m

(3) 基礎装飾(主催者で施工する装飾)

事務局ではそれぞれ次のような基礎装飾を施します。また、出展者の小間に統一規格の小間番号板を製作し、配布します。

※小間番号板表示社名は、原則申込時の社名といたします。

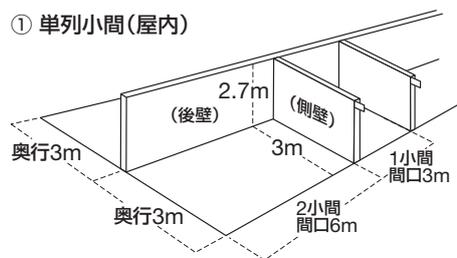
※出展者名板の表記社名は、「株式会社」、「有限会社」、「Co.」、「Inc.」、「GmbH」等は省略されます。

※複数小間でお申込の場合、小間毎の仕切り壁はありません。

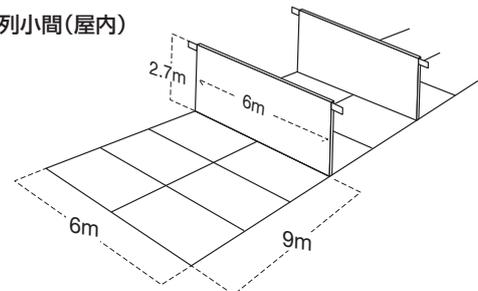
- ① 単列小間：(a) 後壁・側壁・突き出し小間番号板を設けます。
(b) 後壁・側壁は、高さ2.7mのシステムパネル(白色、塩ビシート貼)です。
※角小間の場合、通路側の側壁は設けません。
- ② 複列小間：(a) 側壁・突き出し小間番号板を設けます。
(b) 側壁は、高さ2.7mのシステムパネル(白色、塩ビシート貼)です。
- ③ 島小間：(a) 突き出し小間番号板を配布しますので、目立つ箇所に設置してください。
(b) 後壁・側壁は設けません。スペース渡しとなります。

<基礎小間基本配置図>

① 単列小間(屋内)



② 複列小間(屋内)



(4) パッケージブース/レンタル備品

詳細説明については、<http://www.japan aerospace.jp/files/jp/boothPackage.pdf>を参照ください。

(5) 装飾規定

① 間仕切りパネルへの直接工作

使用されているパネル板は、白色、塩化ビニール素材です。パネル面及びアルミ柱への穴あけ・切断・釘打等の直接工作・加工は、原則として禁止します。ただしパネル表面には、装飾テープ貼・専用の吊り下げ金具(S管およびチェーン)等の加工は可能です。

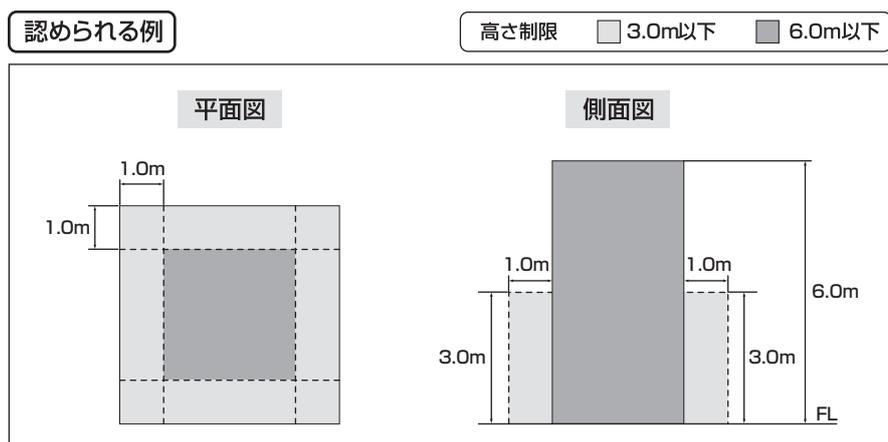
※ 詳細については、**サクラインターナショナル(株)**にお問い合わせください。

※ 壁面パネルは再利用しますので、破損があった場合は資材補修費用を出展者へ請求いたします。

② 装飾物の高さ制限

装飾物、什器および備品等の高さは床面から3.0m以下としますが、小間の境界より1.0m離れた範囲は6.0mとします。なお、会場躯体側に面している10小間以上の出展小間で、事前に事務局からの通知があった出展小間に関しては、会場躯体側の面の1.0mセットバックを不要とし、6.0mまであげることができることを可能とします。

ただし、東京ビッグサイト防災ガイドラインにより、消防設備等への支障がないか確認が必要となりますので、**装飾物の高さが3.0mを超える場合は、小間内装飾の設計図をサクラインターナショナル(株)へ提出し、承認を得てください。特に、東8ホールは場所によって高さ制限が異なりますので、ご注意ください。**なお、消防法および展示会運営上の問題からみてこれを制限することもありますので、予めご了承ください。



③ 出展物(商品)の高さ制限

出展物本体の高さが3.0mを超えるものを持ち込まれる出展者は、サクラインターナショナル(株)に図面を提出してください。**特に、東8ホールは場所によって高さ制限が異なりますので、ご注意ください。**

消防用設備の散水障害および煙感知器障害となる場合、設置場所を限定することがあります。

④ 天井張り・屋根構造の禁止および解除手続き

消防用設備の散水障害または感知障害となる天井張り、屋根などを設けることはできません。出展物の状況によりやむをえず暗幕、一部天井、屋根などを必要とする場合は、事前に所轄消防署の指導を受ける必要がありますので、**設計図面(立体図・平面図・鳥瞰図)2部をサクラインターナショナル(株)へ提出してください。**

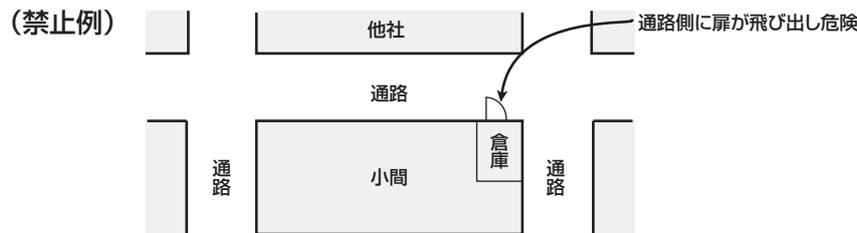
※ 散水障害、または感知障害となる場合は深川消防署より、造作の変更や無線式煙感知器・補助散水栓等の設置を命じられることがあります。なお、その場合の費用は出展者の負担になります。

※ 承認を得ていない場合は、深川消防署の現場査察にて撤去を命じられる場合がありますのでご注意ください。

- ⑤ 基礎装飾2.7mを超える装飾物の隣接小間面について
 事務局が施工する基礎装飾のシステムパネル2.7mを超える装飾を行う場合、装飾物の隣接小間面は無地白色系(アイボリー等)に処理してください。
 なお、隣接小間から1.0m以内の範囲内で装飾物の高さが2.7mを超える場合、隣接する小間側に社名等のサインを掲出することを禁止いたします。

⑥ 外扉設置の禁止

通路に面して、小間内の装飾物に扉を設置する場合は、内開き(扉を開けた時、通路にはみださないう状態)にしてください。



⑦ 閉鎖小間の設営

小間の四面を壁面で囲むような閉鎖小間の設営は禁止とします。

⑧ 天吊り装飾について

天吊り装飾は一切禁止とします。小間上空にバナーの設置を希望する場合は、規定内に限り、**(株)東京ビッグサイト国際航空宇宙展2018東京事務局**にて承りますので、お問い合わせください。

⑨ 床あげについて

来場者が通行する床を床あげする場合は、既設床面から30cm未満とします。来場者が通行する部分は転倒防止に十分に配慮してください。

⑩ 高床について

- (a) 30cm以上の高床は、舞台または展示物を観覧するためのものに限りま。
- (b) 床下部分には、点検以外に人が入れない構造としてください。
- (c) 床下に分電盤および配線の接続等を設けることはできません。
- (d) 転落防止等の措置を取ってください。
- (e) 床下に火気使用設備の設置および危険物の貯蔵・取扱いはできません。

⑪ 2階建て構造 ※10小間(90m²)以上の出展者に限る

2階建て構造物の設置を希望する場合は、**設計図面(立体図・平面図)2部をサクラインターナショナル(株)へ提出してください。**事務局は施設構造上の問題をチェックし、異常がない場合に限り2階建てを承認します。なお、設置には以下の条件があります。

(a) 設置要件

- 契約出展小間数が1ヶ所の出展につき、**10小間(90m²)**以上の出展者のみ設置可能です。
- 設置可能な場所は通路、隣地、壁面側小間外周面より**1.0m以上離れた範囲内**においてのみとなります。
- 2階建て構造物は、高さ1.2m以上の手すりを含めて、最上部が高さ6mまでとします。
- 3階建て以上の構造および2重天井構造は認められません。

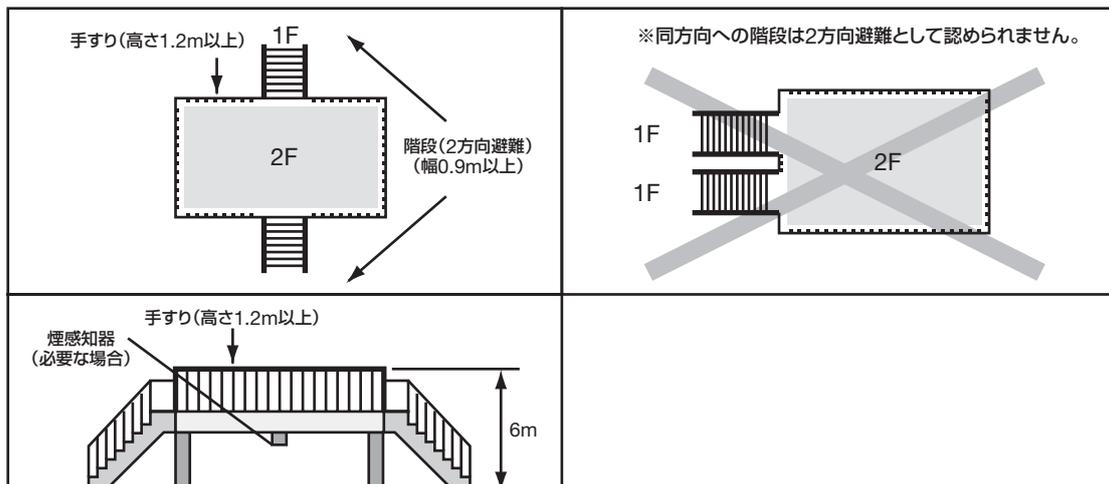
(b) 料金

2階部分の床面積に対する小間料金は、**無料**といたします。

(c) 施工上の設置条件

消防法に基づく安全性を確保するため、以下の条件を満たさない場合は2階建て構造は認められません。

- 2階部分については、用途を商談室、更衣室、ストックヤードとしての利用に限ること（出展物の展示は不可）。
- 周囲の出展者に対する十分な配慮を伴った構造とすること。
- 2階部分には幅90cm以上の階段を2ヶ所以上設けること。
- 2階部分および階段には転落防止のため、高さ1.2m以上の手すり等の防護柵を設けること。
- 階段付近に避難口誘導灯または誘導標識を設置すること。
- 柱および梁は、鉄骨構造の不燃材とし十分な強度を有するものとする。
- 自動火災報知設備の感知器および走査線型火災検出器の感知障害となる場合は、感知器を設置すること。
- スプリンクラー設備および放水銃の散水障害となる場合は、補助散水栓またはパッケージ型消火設備を設置すること。
- 避難上必要な非常照明を設置すること。



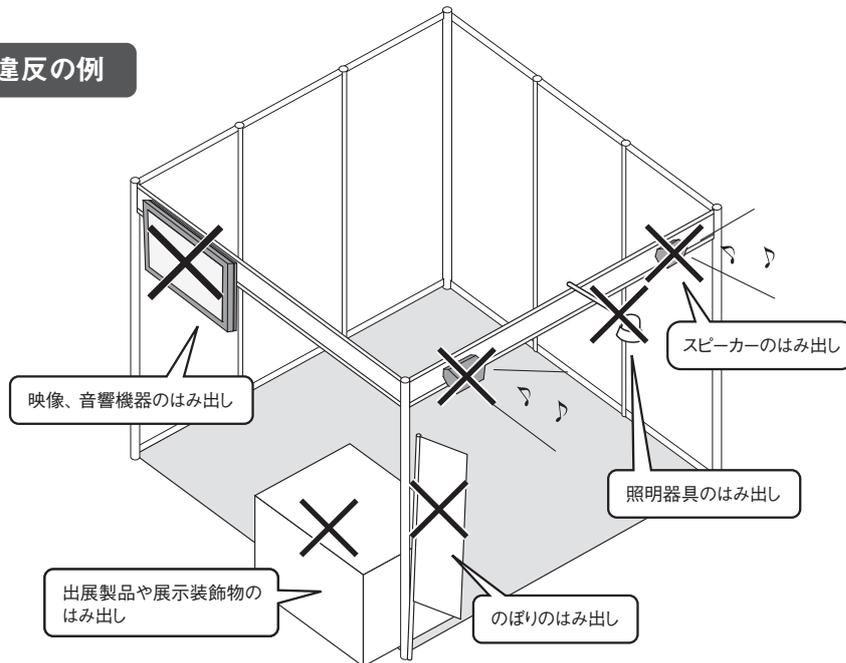
⑫ バルーン設置について

装飾物としてのバルーンの設置を希望する方は、**図面をサクラインターナショナル(株)に提出し、事前の承認を受けてください。**バルーンを設置する場合は、必ず小間内に設置してください。消防用設備の散水障害および煙感知器障害となる場合、設置場所を限定することがあります。

⑬ 小間外へのはみ出し禁止

- トラス等に設置する照明、スピーカー、看板等の小間外へのはみ出しは禁止です。
- 施工中・会期中に事務局員が巡回いたします。違反している場合、現場での改修が求められます。

違反の例



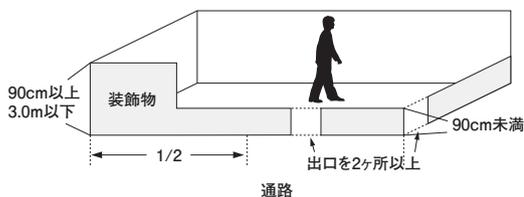
⑭ その他禁止事項

- ネオンサインの使用は禁止いたします。
- 会場の天井、柱、壁への吊物等の施工は禁止いたします。

⑮ 通路に面した施工

- 通路に面した位置へ装飾物、什器等および備品等（高さ90cm以上、3.0m以下）を施工する場合は、通路幅の1/2以内としてください（一辺の1/2以上を開口する）。なお、小間境界線から1.0m以上セットバックした場合は、高さ最大6.0mまでの連続した「壁面・装飾物」設置が可能です。ただし、避難が可能となるよう避難口（開口部）2方向（2カ所以上）を設けてください。
- 床からの高さ90cm未満の装飾物に関する規制はありません。ただし、緊急時の避難のため、閉鎖的な小間をつくることはできません。2方向への避難が可能となるよう避難口（間口）を設けてください。

【立面図】



【平面図】



お問い合わせ先：サクラインターナショナル(株)

〒135-0048 東京都江東区門前仲町2-5-9 深川三和ビル4階

TEL：050-5804-0901 FAX：03-6458-5727

※TEL受付時間：月～金10:00～17:00（12:00～13:00、土日祝を除く）

E-mail：ja2018@sakurain.co.jp

担当：中嶋(奈)、村川

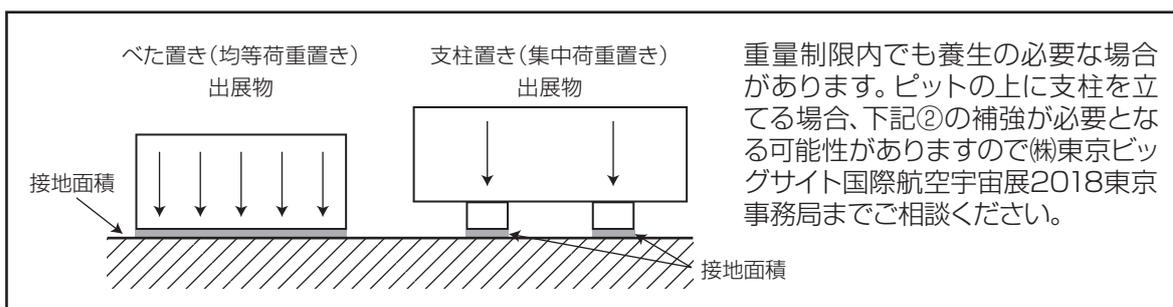
(6) 重量物等の展示

① 重量制限

各展示ホールでは施設構造上、重量制限がありますので、以下の設置方法および養生方法を確認のうえ、出展物の配置計画をお願いいたします。

東7・8ホール	
床面仕上げ	コンクリート
床耐荷重(*)	5t/m ²
アンカーボルト	打設可 (φ16mm、シールド深さ60mm以下・ピット蓋上不可)
出展物の重量制限	<ul style="list-style-type: none"> 出展物の単体重量が50t以上の場合は(株)東京ビッグサイト国際航空宇宙展2018東京事務局までご連絡下さい。 ピットで囲まれた「区画」単位で総重量の制限があります(次頁参照)。このため、1区画に複数の出展者がある場合、(株)東京ビッグサイト国際航空宇宙展2018東京事務局は出展物の展示場所等の調整をすることがあります。
その他	総重量(自重+積載重量)が45tを超える車輛の乗入れはできません。

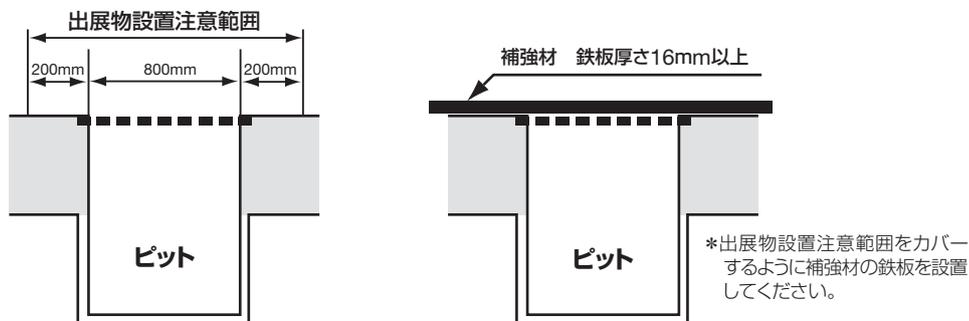
※展示物単体重量 ÷ 展示物の接地面積

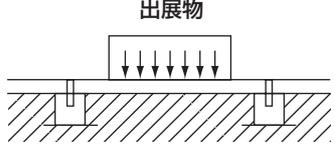
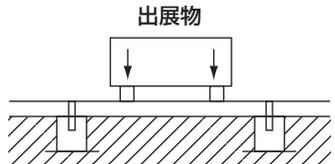


② ピットおよびその周辺部

ピットおよびピットをまたぐ周辺部に重量物がのる場合は、下図に示す要領で補強してください。補強の対象とするのは、東7・8ホールでは3t以上とします。詳細は(株)東京ビッグサイト国際航空宇宙展2018東京事務局へお問い合わせください。

※ 出展物設置注意範囲内には、アンカーボルトを打設しないでください。



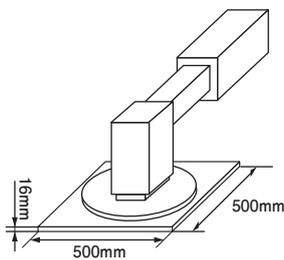
設置方法	最大積載荷重	
	6m × 18m 区画	6m × 10m 区画
べた置き (均等荷重置き) 	80t	40t
支柱置き (集中荷重置き) 	60tまで かつ 1支柱8tまで	30tまで かつ 1支柱8tまで
*ピットの上には支柱を立てないこと		

③ 展示物設置時の制限

- 吊り上げクレーンは、45tラフタークレーン以下とします。また、アウトリガー使用時は必ず床面養生をしてください。
- ピット蓋およびその付近には、アウトリガーベースを載せないでください。
- サイズ別アウトリガーベースの養生は下図に示すとおりです。

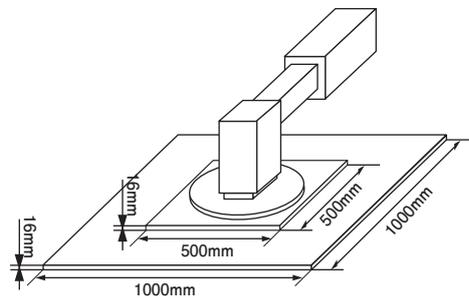
■ ~35t ラフター

500×500mmの鉄板を敷いてください。



■ ~45t ラフター

500×500mmの鉄板の下に更に1000×1000mmを敷いてください。

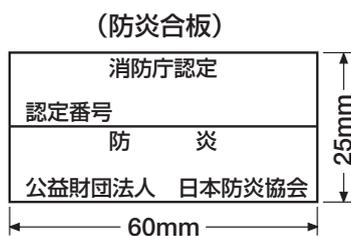


(7) 施工上の注意

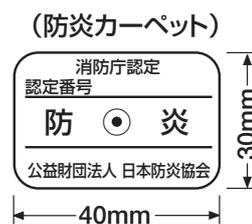
① 装飾資材の防災規制

展示会場は、消防法令・火災予防条例等により、防火対象物に指定され装飾品等については防災物品の使用が義務づけられています。装飾施工中および会期初日に消防当局の査察が行われますので、下記の項目について遵守して下さい。

- (a) 合板、しなベニヤ、プリントベニヤは厚さに関係なく、防災性能を有したもので、表面に総務省令消防法施行規則第4条の4に規定する様式の防災品ラベルが貼付され、裏面に「商品名」と「防災」の文字を付したものを使用して下さい。
- (b) 防災合板に厚い布、ひだのある紙類を装飾貼付する場合は、防災性能を有するものを使用して下さい。但し、薄い布紙を防災合板に全面密着して使用する場合は差し支えありません。
- (c) 展示用合板、カーテン、幕類、どん帳、布製ブラインド、じゅうたん等、防災物品は、消防庁長官の登録を受けたもの、テント類では防災製品認定委員会の認定を受けたものを使用して下さい。会場での防災加工は禁止します。
- (d) 防災表示は、カーテン等の防災物品の各々に付けて下さい。この場合の表示は、総務省令消防法施行規則第4条の4の規定する様式で消防庁長官の登録を受けた者の登録番号及び当該物品の防災性能を確認した登録確認機関名が記されたものに限りします。
- (e) ウレタン、アセテート、ポリエステル、アクリル、またはナイロン等の石油・化学製品は極力使用しないで下さい。但し、スチロール等を切文字程度で来場者の手の届かない場所で使用する場合は除外します。
- (f) 特異な装飾材は、事前に消防署の承認を受ける必要がありますので、資料をお持ちのうえ、**㈱東京ビッグサイト国際航空宇宙展2018東京事務局**までご連絡下さい。日本の消防法で定めた防災性能を有した装飾資材のみ使用が可能です。やむを得ず海外で認定された装飾資材を使用する場合は、認定証明書のコピー、証明書の和訳文及び製品のサンプルを（公財）日本防災協会にご提出いただき、防災認定等を受けて下さい。
- (g) 火気を使用する工事には、消火器を設置して作業を行い、当該工事は、必要最小限として下さい。また、火花が飛散する範囲には可燃物を置かないで下さい。

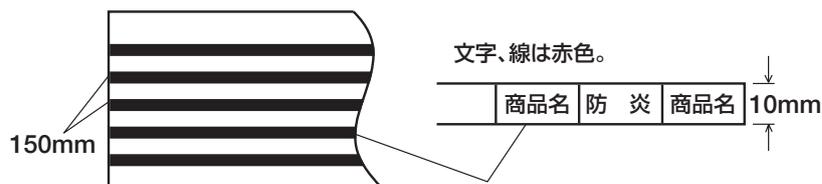


彩色は、地を白色、文字「防災」を赤色、他の文字および横線は黒色。



彩色は、地を白色、文字「防災」を赤色、他の文字および横線は黒色。

なお、防災合板の裏面表示は次のとおりです。



- ② 通路上に施設や標示を設けないで下さい。
- ③ 作業に際し、電気・ガスなどによる溶接その他火気を使用する場合は、あらかじめ事務局に届け出て承認を受けてから行い、作業中必ず消火器を手元に置いて下さい。
- ④ 作業は必ず自社の小間内で行い、通路または他の小間内を使用するなど他社の迷惑となる行為を禁じます。
- ⑤ 会場設備、基礎小間、他社の装飾および出展物等を破損した場合は、当該出展者の負担において修復するものとします。
- ⑥ 会期中に展示設備および装飾の模様替えをすることは原則としてできません。
- ⑦ 装飾物および出展物等を、会場の天井・柱・壁等既存の物から吊り下げたり、もたせ掛けることは禁止します。
- ⑧ 小間内床にカーペット類を敷く場合、すべて弱粘着性両面テープで固定して下さい。
- ⑨ 小間造作および展示物は地震等により転倒・落下・移動等ないように確実に固定・取り付けをして下さい。
- ⑩ 屋内消火栓・消火器・自動火災報知設備・誘導灯・標識等の防災設備の周辺および点検口周辺は、展示品・装飾品等で隠さないで下さい。また、その付近には使用の際に障害となる展示や造作物、その他の物品を設置しないで下さい。

(8) 規定の遵守

禁止事項に違反、または不完全な装飾の場合には、工事の変更・中止、または撤去を命ずることがありますので、計画・設計に際して充分にご注意ください。主催者および関係官公署は、これによって生じる損害、費用の増加、その他不利な事態について責任を負いません。

(9) 禁止事項

- ① 床面への心棒打込み式オールアンカー以外の直接工作
- ② 天井・壁面・扉・ガラス等への直接工作（釘打ち・削り等）

(10) 原状回復

床面工事を行う場合は、会期終了後ただちに原状回復することを条件とします。回復が十分でなく、または期間中に十分回復が行われないため事務局が代わってこれを実施した場合は、その回復に要した費用を当該出展者の負担とします。

※ 基礎装飾で使用される壁面パネルは再利用いたしますので、破損があった場合は資材補修費用を出展者へ請求いたします。